

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
I. 基本的考え方	
I-1 信用格付業者の監督に関する基本的考え方	
<p>監督指針案 I-1 「信用格付業者の監督に関する基本的考え方について」には、「信用格付を付与し、公表している格付会社については、今般の金融危機に際し、利益相反の可能性、格付プロセスの妥当性及び情報開示の十分性等について、様々な問題が指摘されたところである。」「信用格付業者の監督の目的は、このような問題を踏まえ、信用格付業者の業務の適切な運営を確保し、その機能を適切に発揮させることにある。」といった記載が存在するが、これらの記載については、あたかも日本国内における格付け全般について過去に深刻な問題が存在したかのように誤解される懸念を否定できないと考える。</p> <p>これらの記載は、金融審議会金融分科会第一部会における議論や同議論に基づく平成 20 年 12 月 17 日付金融審議会金融分科会第一部会報告書（信頼と活力ある市場の構築に向けて）等に基づく記載と理解している。</p> <p>しかし、同報告書 2 頁以下の「I. 格付会社に対する公的規制の導入」「1. 背景・問題意識」の記載からも明らかなおり、これらの議論等は、日本国内において格付けをめぐる深刻な問題が発生したことを契機としてなされたものではない。むしろ、いわゆる米国のサブプライム・ローン問題に端を発して、米国において主に住宅ローンを裏付けとする証券化商品やその二次証券化商品等に対する格付けをめぐる問題が明らかになってきたことにより、国際的に格付規制の導入・強化が検討されるようになったことを契機とするものである。</p>	<p>監督指針 I-1 のご指摘の箇所は、今般の金融危機に際し、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの妥当性及び情報開示の十分性に関し、国際的に様々な問題が指摘されたこと等から、わが国においても格付会社規制が導入されることとなったという経緯を記載したものであり、ご意見のような修正を行う必要はないと考えられます。</p>

<p>そこで、監督指針案Ⅰ－１「信用格付業者の監督に関する基本的考え方について」について、このような点が明確となり、日本国内における格付け全般について過去に深刻な問題が存在したかのような誤解の生じないよう、修正するか（例えば、「様々な問題が指摘されたところである。」の前に「欧米での事例を中心に」といった表現を追記することが考えられる。）、または、例えば監督指針案と同日に公表された「信用格付業者検査マニュアル（案）」「Ⅰ 基本的考え方」「１. 背景」の冒頭記載のように、過去における格付をめぐる問題について言及しない記載に修正して欲しい。</p>	
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続</p>	
<p>Ⅲ－２ 業務の適切性</p>	
<p>Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備</p>	
<p>信用格付業務のグローバルな性格に鑑み、当社の業務は各国に設けた多数の拠点を通じ、且つグローバルに適用される統一された方針・手続・格付基準等に準拠して運営されている。方針・手続・基準等の整備を行う委員会等組織の構成員は、その職位、知識、経験等に基づく所定の基準に則って選定する必要があるため、要員配置の事情によっては登録信用格付業者以外の拠点に所属するアナリスト等がその構成員として関与する可能性がある。その場合でも、こうした関与は当然グローバルな統一方針・手続・基準等に準拠してのみ行われるものである。従って、監督指針Ⅲ－２－１前文の注書きにおける「グループ内の格付会社であっても、無登録業者に業務管理体制の一</p>	<p>信用格付業者による業務管理体制の整備に関して、グループ内の無登録業者の職員による関与が一切認められないわけではありませんが、実態として、無登録業者に業務管理体制の一部を担わせることは認められないものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、無登録業者に業務管理体制の一部を担わせていると認められるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

部を担わせることはできない」との記載は、無登録業者の従業員の関与自体を必ずしも排除するものではなく、信用格付業者が無登録業者のみによって策定された格付方針等を、自ら見直しの権限を有することなく利用しない限り、「無登録業者に業務管理体制の一部を担わせる」ことには該当しないとの理解でよいか確認したい。

Ⅲ－２－１（４） 法令等遵守を確保するための措置

Ⅲ－２－１（４）③ 金商法の適用対象となる信用格付の特定

Ⅲ－２ 業務の適切性、Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備（４）の③（注）「外国法人が付与する信用格付に関する法令の基本的考え方」における「外国法人である信用格付業者が付与する信用格付のうち、国外拠点で付与され、かつ、我が国に持ち込まれる可能性のないものについては、金商法の規制の対象外となる。」との記載について、信用格付業者の関与していないところで、金融商品を取得した投資家や金融商品取引業者等が日本の投資家に販売する可能性があるが、そのような行為を信用格付業者がコントロールすることはできず、そのような形で突然日本に持ち込まれる可能性を完全に排除することはできない。そのため、「我が国に持ち込まれる可能性がない」か否かについてを基準とすると、全世界の全ての金融商品が金商法の規制対象となりかねず現実的でない。前述の記載を「外国法人である信用格付業者が付与する信用格付のうち、国外拠点で付与され、かつ、『我が国に持ち込まれることが当該信用格付業者にとって合理的に予想されるもの以外は』、金商法の規制の

金商法の適用対象は、あくまでも、「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等により画されるものであり、監督指針では、その判断基準として、Ⅲ－２－１（４）③（注）i）からiii）までの要件を明確化したところでは、

一方、監督指針では、業者側で「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等を合理的に仕分ける態勢を構築するとともに、非日本関連格付が我が国に持ち込まれた場合には当該態勢の見直しを行うよう求めているものであり、各業者においては、これらに沿って適切に対応することが必要になると考えられます。

こうした対応の適切性は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「監督当局において把握し、信用格付業者に通知したもののみを『日本関連格付』とする」といった取扱いは、必ずしも十分なものではないと考えられます。

対象外となる。」に変更して欲しい。

格付が日本関連であるか否かを判断する基準として、「国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の信用格付でないこと」が例示されているが、特定の債券がどの投資家によって購入・保有されるかについての情報が、格付関係者から格付会社に知られることは、発行当初であっても、通常、稀であることから、日本以外の発行市場で発行された金融商品が日本に持ち込まれることを予知したり、また日本の投資家による実際の保有状況を当社が適切に把握したりすることは困難である。それゆえ、当該基準については、原則として発行市場が日本以外である場合と解し、海外発行証券の本邦投資家による購入・保有を金融商品監督当局において把握し、当社に通知した場合にのみ、予め定めた業務管理方法見直し手続を通じ、当該または同様の証券等を金商法の適用対象に含めることが現実的に可能となる。かかる取扱が適切であることを確認したい。

(注) i) に「国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品」とあるが、格付けを当初付与する時点で、当該金融商品がどの国で販売されるかについては知る由もなく、客観的にこれを把握することは不可能である。信用格付業者の性質に鑑み、たとえば日本円以外の通貨建の金融商品の場合とするなど、より現実的な基準に変更してほしい。実務的に対

<p>応可能な基準でなければ、いきおい全ての格付けを日本関連格付として対応せざるを得なくなることも想定され、非日本関連格付を金商法の規制対象外とした趣旨に反することになりかねない。</p> <p>また、外国法人である信用格付業者が非日本関連格付に分類されると合理的に判断した金融商品が、流通市場等を経て結果的に日本で勧誘された場合、その一事をもって直ちに非日本関連格付でなくなるものではないとの理解でよいか。信用格付業者としては、格付けを行う金融商品について、現場で誰がどのように勧誘を行うか関知するものではなく、特に継続的にこれをモニタリングすることは不可能である。</p>	
<p>法律の条文の字義通り、日本で登録を受けた外国法人である信用格付業者が付与した信用格付であれば、日本関連格付・非日本関連格付のいずれも金融商品取引業者などの追加的な説明義務（金商法第 38 条第 3 号など）の対象とはならないとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりと考えられますが、「非日本関連格付」は、我が国に持ち込まれる可能性がないものをいい、わが国において金融商品取引業者等による金融商品取引契約の締結の勧誘の際に用いられることは基本的には想定されていないことに留意が必要と考えられます。</p>
<p>Ⅲ－２－１（５） 品質管理</p>	
<p>Ⅲ－２－１（５）② 信用格付の付与に用いられる情報の品質確保</p>	
<p>監督指針（５）②は、信用格付業者が信用格付の付与のために格付関係者から提供を受ける情報について、その品質を確保するために定める方針及び</p>	<p>ご質問の「当該情報の正確性に関する信用格付業者による直接的な検証」の意味が必ずしも明らかではありませんが、監督指針Ⅲ－２－１（５）</p>

<p>手続きに従って「適切に検証」を行っているか否かということを挙げている。信用格付の付与のために用いられる情報の正確性に関しては、証券監督者国際機構（IOSCO）が発表した“The Role of Credit Rating Agencies in Structured Finance Markets”（2008年5月）に触れているように、格付会社に対して発行体の不正行為を発見することや外部監査法人に求められるような確認作業を実施することまでを求めることはできないというのが、国際的な認識であると理解している。このような認識の下、内閣府令第306条第1項第6号口の規定は、信用格付業者自身が情報の正確性について直接的な検証責任を負うことを求めておらず、品質確保の措置を求めているものと理解している。したがって、監督指針（5）②における「当該方針等に従って適切に検証を行っているか」という留意点は、当該情報の正確性に関する信用格付業者による直接的な検証を求めているものではなく、当該情報の正確性について、例えば信用格付業者以外の者による確認に依拠するなど、間接的な方法によって情報の品質確保の措置を採っているか否かを確認することであるとの理解でよい。</p>	<p>②は、必ずしも信用格付業者自身がいわゆるデューデリジェンスに直接的に関与することまで求めるものではないと考えられます。</p> <p>信用格付業者においては、信用格付の付与に係る過程の品質管理の観点から、個々の格付に係る信用評価の対象、格付付与に係る過程の特性に応じて、格付付与に用いる情報の品質について適切な検証を行うことが必要になると考えられます。</p>
<p>Ⅲ-2-1 (5) ⑦ モニタリング</p>	
<p>「当該方針等に従って適切かつ継続的に検証及び更新を行っているか」とあるが、検証及び更新を実施しないこととした場合（金商業等府令第306条第1項第6号ト）は、検証及び更新を行う必要がないことを明らかにして欲しい（信用格付業者検査マニュアル（案）Ⅱ2（5）③参照）。</p>	<p>金商業等府令第306条第1項第6号トは、「当該検証及び更新を実施しないこととした場合においては、その旨及びその他必要な事項を遅滞なく公表するための措置を含む。」としていますので、信用格付業者が信用格付の検証及び更新を実施しないこととする場合については、そうした場合</p>

	の措置に従って対応すれば足りるものと考えられます。
Ⅲ－２－１（８） 独立した第三者による資産証券化商品に係る信用格付の妥当性検証	
Ⅲ－２－１（８）② 格付関係者に対する情報開示の働きかけ等	
<p>内閣府令第 306 条第 1 項第 9 号の規定は、あくまで第三者に対する働きかけの手続きを要請するものである。したがって、格付関係者に対する信用格付業者の働きかけの内容と結果に関する記録があれば内閣府令が要請する措置がなされているかどうかは十分に確認できるため、「とともに、当該記録に基づいて当該方針等の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ当該方針等の見直しを行っているか。」部分を削除することが適切である。</p>	<p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 9 号は、信用格付業者が資産証券化商品に係る情報を公表するよう格付関係者に働きかけを行うことを通じて、第三者が独立した立場において資産証券化商品に係る信用格付の妥当性について検証することが可能となることを目的とするものと考えられます。</p> <p>したがって、信用格付業者において資産証券化商品に係る情報を公表するよう働きかけを行っているものの、実際には資産証券化商品に関する情報のほとんどが未公表となっている場合には、信用格付業者においては、第三者が独立した立場において資産証券化商品に係る信用格付の妥当性について検証することが可能となるよう、自社の働きかけ等に関する方針及び手続の妥当性及び実効性について検証を行い、必要に応じ見直しを行うことが必要になると考えられます。</p>
Ⅲ－２－２ 禁止行為	
Ⅲ－２－２（２） コンサルティング行為の同時提供の禁止	
Ⅲ－２－２（２）② 格付関係者との交渉経過の把握	
Ⅲ－２－２（２）②イ. 交渉経過の記録	
Ⅲ－２ 業務の適切性、Ⅲ－２－２ 禁止行為（２）②イはコンサルティン	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、信用格付業者が信用

<p>グ行為の同時提供の禁止に関連して、格付担当者が格付関係者との交渉の経過に係る記録を残すようにと定めており、これは金商業等府令第 315 条第 1 項第 8 号に関するものであると理解しているが、同規定において帳簿書類の作成が義務付けられているものは「信用格付業者の役員又は使用人と格付関係者との間の重要な交渉（信用格付行為に関するものに限る。）」であり、「重要な」交渉かつ「信用格付行為に関するもの」に限定されている。当該監督指針の定めは、同府令第 315 条第 1 項第 8 号が帳簿書類への記載を求めている事項を超えて、記録を求めているわけではないという理解でよいか。この理解が正しいのであれば、当該監督指針上も、「重要な」交渉であり、かつ、「信用格付行為に関するもの」に限定する旨明確にして欲しい。</p>	<p>格付の付与を行う際の「格付関係者との交渉の経過に係る記録」（監督指針Ⅲ－２－２（２）②）は、「信用格付の付与の基礎となる資料（格付関係者との交渉の経過を記録したものを含む。）」（金商業等府令第 315 条第 1 項第 1 号ト）として作成・保存することが求められると考えられます。</p> <p>当該記録は、信用格付の付与に係る過程の品質の管理の状況及び法令等遵守の状況を事後的に検証できるように必要な範囲において、作成・保存することが求められるものと考えられます。</p>
<p>Ⅲ－２－２（３） 名義貸しの禁止に係る留意点</p>	
<p>Ⅲ－２ 業務の適切性、Ⅲ－２－２ 禁止行為（３）は名義貸しの禁止に係る留意点について、個別の金融商品毎に、信用格付業者が決裁し、又は格付委員会の議決が行うことを要求しているように読める。しかし、個別の金融商品毎にそのような決裁又は議決を行わなければならないとすることは過度の負担を信用格付業者に課すことになる恐れがある。特に、前述のⅢ－２業務の適切性、Ⅲ－２－１業務管理体制の整備（４）の③（注）「外国法人が付与する信用格付に関する法令の基本的考え方」における「外国法人である信用格付業者が付与する信用格付のうち、国外拠点で付与され、かつ、我が国に持ち込まれる可能性のないものについては、金商法の規制の対象外となる。」について、「可能性」を文字通りの意味で捉えると、信用格付業者の関</p>	<p>監督指針では、業者側で「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等を合理的に仕分ける態勢を構築するとともに、非日本関連格付が我が国に持ち込まれた場合には当該態勢の見直しを行うよう求めています。</p> <p>グループ内の無登録業者が関与する格付についても、同様に、登録業者において「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等の仕分けを合理的に行った上で、日本関連格付に相当するものについては、個別の信用格付付与ごとに登録業者の決裁・議決手続を行い、また、非日本関連格付が我が国に持ち込まれた場合には、日本関連・非日本関連を仕分ける態勢を適切に見直すことが必要になると考えられます。</p>

<p>与しえない第三者の行為によって金商法の規制対象となってしまうことになってしまいかもしれず、そのような形で突然金商法の規制対象となった個別の金融商品毎について決裁又は議決を行うことは現実的に不可能である。そのため、例えば、個別の金融商品毎ではなく、特定のグループ内の無登録業者毎に決裁又は議決を行うように変更して欲しい。</p>	
<p>金商法規制対象となる信用格付であって、登録を受けた当社グループ信用格付業者以外の拠点において付与する格付が登録信用格付業者により付与されたものとして認められる基準として、具体的にはいかなる手続を踏むことが必要且つ合理的であるかについて例示して欲しい。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、グループ内の無登録業者が付与に関与する信用格付であっても、信用格付業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該信用格付に関する業務遂行が、十分な業務管理体制の下で、当該信用格付業者の格付方針等に則って適正に行われているかを検証し、 ・ 問題がないことを確認した上で、当該信用格付の付与について決裁し、又は格付委員会の議決を行う（問題があると認められる場合には、当該信用格付についての決裁又は議決は行わない） <p>こととされている場合には、信用格付業者が決裁し、又は格付委員会の議決が行われた当該信用格付は、信用格付業者が付与したものと認められ、グループ内の無登録業者への名義貸しに該当しないことを明確化しております（監督指針Ⅲ－２－２（３））。</p> <p>いずれにせよ、名義貸しへの該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>「当該信用格付に関する業務執行が、十分な業務管理体制の下で、当該信</p>	<p>グループ内の無登録業者が関与するものも含め、日本関連格付に関して</p>

<p>用格付業者の格付方針等に則って適正に行われているかを検証」と規定されているが、これは必ずしも金商法上、信用格付業者に求められている業務管理体制や格付方針と同一のものを求める趣旨ではなく、金商法に準ずる適切な業務管理体制や格付方針も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>登録業者が行う信用格付行為は金商法の規制対象となると考えられます。</p> <p>登録業者が、グループ内の無登録業者が関与する信用格付について「自ら付与」した扱いとする旨の決裁・議決を行う場合は、当該格付が、金商法の諸規制に照らして適切に付与されているかを確認することが必要と考えられます。</p>
<p>Ⅲ－２－３ 情報開示</p>	
<p>Ⅲ－２－３（１） 格付方針等の策定及び公表に係る留意点</p>	
<p>Ⅲ－２－３（１）① 格付方針等の適切かつ分かりやすい表示</p>	
<p>監督指針Ⅲ-2-3(1)①にある「利用者にとって適切かつ分かりやすい表示」とは、内閣府令第314条に「利用者が常に容易に閲覧できるよう格付方針等を公表しなければならない」とあることから、利用者がホームページにおいて容易に閲覧できる表示という意味であると理解してよいか。</p>	<p>監督指針Ⅲ-2-3(1)①は、インターネット等において公表されている格付方針等が、格付付与方針等と格付提供方針等とに分類される等により、利用者にとって見やすく分かりやすい表示となっていることを求めるものであり、単にホームページ等で容易に閲覧できる状態とするだけでは、必ずしも十分でないと考えられます。</p>
<p>Ⅲ－２－３（１）⑤ 事実の誤認の有無についての確認</p>	
<p>「事実の誤認の有無についての確認に時間を要する場合の取扱い」とは、具体的に何を想定しているものか。</p>	<p>信用格付業者が、格付関係者に対して事実の誤認の有無についての確認を行ったにもかかわらず、格付関係者が合理的な理由なく回答を引き延ばすような場合等においては、付与した信用格付の提供等を付与後遅滞なく</p>

	<p>行うとの要請（金商業等府令第 313 条第 3 項第 1 号）を満たすことが困難になると考えられます。</p> <p>こうした場合においては、格付関係者からの明示的な回答がなくとも、当該格付関係者に適切に通知等を行った上で、格付の公表を行うことが適切な場合もあると考えられます。</p>
Ⅲ－２－３（２） 説明書類に係る留意点	
Ⅲ－２－３（２）③ グループとして業務を行う信用格付業者の説明書類の共同作成	
<p>説明書類において信用格付業者ごとに記載する例外として、「信用格付業者ごとに記載することが困難な事項」が規定されているが、「信用格付業者毎に把握することが困難な事項」や「信用格付業者毎の情報を記載すると却って投資者等への情報提供機能が低下すると認められるもの」（パブコメ回答 120 頁 251 番）について、信用格付業者ごとに記載することが求められるものではないとの理解でよいか。また、信用格付業者ごとの記載は、あくまで「原則として」求められるものであることを明記して欲しい（パブコメ回答 120 頁 251 番）。</p>	<p>監督指針Ⅲ－２－３（２）③の「信用格付業者ごとに記載することが困難な事項（例えば、業務管理体制の整備の状況、格付方針等の概要等）」は、基本的には「信用格付業者毎に把握することが困難な事項」や「信用格付業者毎の情報を記載すると却って投資者等への情報提供機能が低下すると認められるもの」を想定するものと考えられます。</p> <p>なお、ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、そうした「信用格付業者ごとに記載することが困難な事項」以外の事項は、信用格付業者ごとの記載が求められるものと考えられます。</p>
ホームページにおける情報開示	
<p>登録信用格付業者であることを明示した当社日本語ウェブサイトにも金商法規制対象となる公開信用格付のすべてが掲載されるとの前提のもとで、当社</p>	<p>原則として、グループ内の無登録業者の信用格付を閲覧に供する行為は「関連業務」に該当し、これを自社が付与しているかのように閲覧に供す</p>

<p>グループの統一グローバルサイト（英文）には（金商法規制対象でないものを含む）全公開信用格付を、金商法規制対象か否かの表示を必ずしも行うことなく掲載可能との理解が適切かどうか確認したい。</p>	<p>れば「名義貸しの禁止」や「関連業務との誤認防止義務」に抵触するおそれがあると考えられます。登録業者においては、こうした点に留意して、ホームページ等で適切に情報開示をすることが必要と考えられます。</p> <p>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、日本語ホームページにおいて金商法に則って適切な公表を行っていることを前提として、英語ホームページにおいて、グループ全体の格付情報を掲載しつつ、金商法の対象となる信用格付については日本語ホームページ等を参照すべき旨を分かりやすく表示する等の工夫を行うことも妨げられないと考えられます。</p>
<p>当社日本語ウェブサイト、ソブリン、その他海外発行体信用格付であって金商法規制対象とならない格付に関する格付アクション及び格付一覧を投資家等の一般参考情報として掲載する場合、これには ① 登録信用格付業者による信用格付となるもの及び ② 非登録信用格付業者による信用格付となる可能性があるものの2種類の信用格付が存在することが想定される。こうした情報自体は日本の投資家等にとって有用なものと考えられる。従って、金商法における登録との関係については、煩雑さ、分かりにくさを回避するため、上記の区別を個別格付単位で表示する代わりに、例えば「当社及び当社グループによるソブリン等海外発行体信用格付には、日本の金融商品取引法による登録を受けていない当社グループ信用格付業者所属のアナリストが関与して付与するものを含みます」旨の一定の表示を当該情報に付記する方</p>	<p>原則として、グループ内の無登録業者の信用格付を閲覧に供する行為は「関連業務」に該当し、これを自社が付与しているかのように閲覧に供すれば「名義貸しの禁止」や「関連業務との誤認防止義務」に抵触するおそれがあると考えられます。登録業者においては、こうした点に留意して、ホームページ等で適切に情報開示をすることが必要と考えられます。</p> <p>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、単に「無登録業者が付与した信用格付を含む。」といった表示をするだけでは、適切ではないと考えられます。</p>

<p>法が考えられる。こうした対応が適切かどうか確認したい。</p>	
<p>Ⅲ－３ 諸手続</p>	
<p>Ⅲ－３－３ 業務管理体制の適用除外に係る承認</p>	
<p>Ⅲ－３－３（１） ローテーションルールの適用除外</p>	
<p>「格付委員会が実効的に機能する」ことは、あくまで「格付プロセスを適切に構築している」かの判断基準の一例であり、適用除外を受けるために全ての信用格付について必ず格付委員会を設けることが求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 306 条第 1 項 2 号の措置の適用除外を受けるためには、必ずしも全ての信用格付について格付委員会が設置される態勢となっていることまでは求められないと考えられますが、格付委員会が設けられない場合においては、これに代わる措置を講ずることにより、格付プロセスが適切なものとなるよう、十分な配慮する必要があると考えられます。また、格付担当者の選任方法についても、その固定化を防ぐために、十分な措置を講じる必要があると考えられます。</p>
<p>Ⅲ－３－４ 帳簿書類</p>	
<p>Ⅲ－３－４（２） 帳簿書類の電子媒体による保存</p>	
<p>Ⅲ－２業務の適切性、Ⅲ－３－４ 帳簿書類（２）において、帳簿書類の電子媒体による保存に関して、データ保存に使用する電子媒体の一つを原本として定める記載となっているが、システム管理の場合はサーバーに保存されているものを原本として取り扱うことでよいか。また、現在の格付には関係のない過去の記録については、この方法に則らない保存の方法で問題ないと理解してよいか。</p>	<p>前段については、基本的には貴見のとおりと考えられます。 また、後段については、帳簿書類の保存・作成義務は、信用格付業者としての登録を受けた日以降に行われる信用格付業に係るものについて適用されるものであり、監督指針Ⅲ－３－４（２）の記載についても同様と考えられます。</p>